

個人住民税と所得税の定額減税について

日本経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正において、令和6年度分の個人住民税および令和6年分の所得税において定額減税が実施されることになりました。定額減税の概要は以下のとおりです。

個人住民税

問合せ

税務町民課 ☎(81)1113

対象者

令和6年度の個人町・県民税所得割の納税義務者のうち、令和5年の合計所得金額が1,805万円以下の方
※均等割のみ課税される納税義務者は定額減税の対象外です。

減税額

納税義務者本人および控除対象配偶者・扶養家族（国外居住者を除く）1人につき、**1万円**を減税します。

実施方法

定額減税は、徴収方法に応じてそれぞれ次のとおり実施します。

複数の徴収方法で納める方の場合、給与特別徴収、普通徴収、年金特別徴収の順に減税を適用します。

①給与特別徴収（給与天引き）の方

6月分は徴収せずに、定額減税後の税額を7月分から翌年5月分の11か月に分割して徴収します。

②普通徴収（納付書や口座振替など）の方

定額減税前の税額を基に算出した6月納期分の税額から減税し、減税しきれない場合は8月納期分以降の税額から順次減税します。

③年金特別徴収（年金天引き）の方

定額減税前の税額を基に算出した10月分の特別徴収税額から減税し、減税しきれない場合は12月分以降の特別徴収税額から順次減税します。

その他、個人住民税に係る定額減税の詳細については、町ホームページをご確認ください。

町ホームページ
ID 3071

所得 税

対象者

令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下の方
※退職所得を含みます。

減税額

納税義務者本人および控除対象配偶者・扶養家族（国外居住者を除く）1人につき、**3万円**が減税されます。

実施方法

①給与所得者の方

6月に支払われる給与など（賞与を含む）の源泉徴収税額（所得税および復興特別所得税）から減税し、減税しきれない場合は7月以降の源泉徴収税額から順次減税されます。

②公的年金等の受給者の方

6月に支払われる公的年金等の源泉徴収税額から減税し、減税しきれない場合は8月以降の税額から順次減税されます。

③事業所得者などの方

原則、令和6年分の所得税の確定申告の際に所得税額から減税されます。

所得税に係る定額減税の詳細については、定額減税特設サイトまたは給与・年金などの支払者にご確認ください。

定額減税特設サイト
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/>